

ヒアリング事項への回答について

平成19年 2月 6日
国立大学法人群馬大学

平成19年1月1日現在で作成

1. 業務内容

- (1) 豊かな人間性・基礎的能力・専門的能力・創造的能力を兼ね備えた人材の養成を行うための教養教育，学部専門教育，大学院教育の実施。
学生に対する修学，進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の支援。
- (2) 各専門分野において本学の伝統をなす実践的，実学的研究と基礎的諸科学との融合を図り，独創的で世界水準の研究の展開。
産学連携による教育研究活動の実施。
- (3) 地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応えるため，公開講座の開設その他学習の機会を提供。
自然環境を守り，地域の文化・伝統を育み，豊かな地域社会を創るための，大学における研究の成果を普及活動。
- (4) 高度先進医療の開発と実践，次世代を担う医療人の育成を進め，地域医療に貢献。
- (5) 留学生の受入れと本学学生の海外留学の実施及び，異文化理解教育の推進。
- (6) 自主性，自律性を持つとともに，自己点検評価，外部評価，第三者評価の結果を積極的に受け止めての大学運営。

2. 職員数

常勤職員	1,820人
非常勤職員	828人
全 体	2,648人

3. 採用(制度)

大学教員	公募による選考採用
看護師等免許所有職員	公募による選考採用
事務系職員	法人採用試験

4. 組合数等

- (1) 組合数 1 組合
(2) 過半数代表者 5 名

5. 組合員数

常勤職員	310人(推定)
非常勤職員	28人(推定)
全 体	338人(推定)

6. 組織率

常勤職員	17.03%	(推定)
非常勤職員	3.38%	(推定)
全体	12.76%	(推定)

7. 在籍専従者数

なし

8. 国立大学法人化されたことによる変化

(1) 業務上

法制度の変化

- ・国立学校設置法から国立大学法人法へ移行。
- ・国立学校特別会計から運営費交付金への移行。

組織，予算，人事等の面で規制が大幅に緩和され，各大学の運営面での裁量が拡大。

大学運営においては，「役員会」を中心として，主に教学面を審議する「教育研究評議会」，主に経営面を審議する「経営協議会」（民間人の委員も参加。）を組織し，学長によるトップマネジメントを実現。

(2) 人事管理上

国家公務員法の適用から外れ，人事管理が独自の裁量で行えることとなった。

- ・予算(収入)の範囲内での職員の増員(附属病院職員)
- ・財務分析等，これまでの国立大学にはない業務を担当する管理職級の職員を選考により採用。
- ・教職員に対する評価制度の創設。
- ・フレックス制の導入による勤務時間管理の弾力化。

(3) その他

労務管理については，国家公務員法から労働基準法を中心とした制度へ移行。

9. 人事当局の人事管理業務全般

- ・平成17年度より，「人事課」を「人事労務課」に改編し，教職員の採用，給与及び福利厚生等の業務の他に，労務関係業務を明示。
- ・人事管理の観点を「定員・定数」から「人件費」へと移行し，自己収入，自己努力による人事管理が行えるようした。

10. 労使関係，団体交渉，協約締結等の状況

(1) 労使関係

労働組合が過半数組合でないため，各事業場に過半数代表者を置いている。過半数代表者は，各事業場の職域から推薦等により選出された職域代表者の中から互選又は選挙により選出され，事業場ごとに公示された後に正式に過半数代表者となっている。

大学側は，過半数代表者と年に数回懇談会を設けており，代表者5名と大学側3名～5名で労働条件に関する話し合いや要望を聞くなどし，労使関係は概ね良好である。

(2) 団体交渉

教職員組合との団体交渉は，年5回程度行っている。

大学側は，学長，総務担当理事及び事務局職員が対応しており，主に給与等の処遇改善，非常勤職員の常勤化，時間外労働の縮減について協議している。

(3) 協約締結等

【組合との労働協約】

労使関係の基本事項に関する労働協約
団体交渉に関する労働協約
組合費等の賃金控除に関する労働協約

【過半数代表者との労使協定】

賃金控除に関する労使協定書
賃金の口座振込に関する労使協定書
フレックスタイム制に関する労使協定書
一斉休憩の適用除外に関する労使協定書
育児休業及び介護休業に関する労使協定書
時間外労働及び休日労働に関する労使協定書
1年単位の変形労働時間制に関する労使協定書

11. 現状の労使関係の課題，今後の在り方等についての意見

- ・ 職員団体の組織率が過半数に達していないことから，各事業場には教職員の過半数代表者を置いており，定期的な懇談を行っている。
- ・ しかし，過半数代表者の半数以上が教職員組合員であることから，懇談内容が教職員組合の交渉事項と重複しており，一部の者の先鋭的な意見が主張されることがある。
- ・ 特に給与等の処遇については，財政基盤が国からの運営費交付金であることから，事実上，国の制度を参考にせざるを得ない状況にあるが，過半数代表者からは，法人化による大学の裁量を理由に独自の主張がなされている。
- ・ 今後は，大学からも財務等のデータを提供しつつ，理解を得ながら労使協調を図っていく必要があると思われる。

国立大学の比較

区 分	東京外国語大学	群馬大学	東京大学	鹿屋体育大学
常勤職員数	360人	1,817人	7,318人	136人
非常勤職員数	439人	1,143人	4,470人	127人
学生数	3,847人	5,583人	14,601人	696人
大学院生数	580人	1,434人	14,171人	73人
留学生数	611人	239人	2,269人	13人
財政規模	79億円	432億円	1,841億円	21億円

注1：非常勤職員数は各大学の公表済の平成17年度財務諸表の附属明細書から引用した。

注2：非常勤職員数以外の区分欄については各大学のホームページ及び平成18年度概要から引用した。